

非正規雇用労働者等の長期高度人材育成コースの推進

公共職業訓練(委託訓練)において、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得やITSSレベル3以上の資格の取得等を目指す長期の訓練コースを拡充し、高い可能性で正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施する。

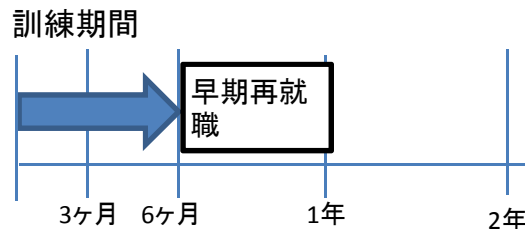
主な対象者: 以下のすべてに該当する者

- ①ハローワークの求職者
- ②概ね45歳未満(※ただし個々の特性に応じて45歳以上も可)
- ③安定就労経験が乏しい又は出産・育児等により長期離職していた女性など訓練の必要性が高い者
- ④ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングによりこの訓練の受講が必要と認められた者

訓練のイメージ

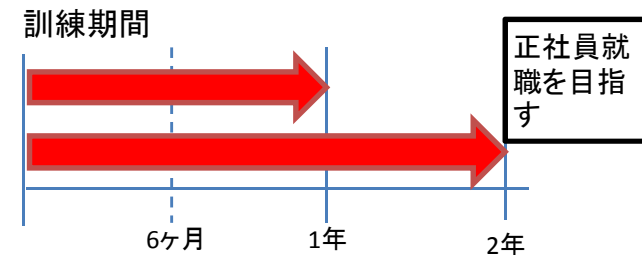
これまでの委託訓練コース

- 離職者訓練の期間は、主に3~6ヶ月の短期の訓練



長期高度人材育成コース

- 資格取得等ができる1~2年の長期の離職者訓練を実施



さらに、就職後の定着指導やフォローアップの支援を行う。(6カ月間)

長期高度人材育成コースの概要（平成30年度案）

主な設定要件

訓練期間及び時間	<p>訓練期間：1年以上2年以下であること。</p> <p>時間：1年間の総訓練時間は1,400時間以上であること。</p> <p>ただし、介護福祉士及び保育士養成課程、職業実践専門課程、専門職学位課程及び直近2年間の国家資格等合格率が概ね全国平均以上であるものは1年間で700時間以上で実施可。なお、夜間・土日のみの訓練は対象外。</p>
定員	<p>1名以上。（一般向けに開設しているコースの定員の一部に訓練生を入校させ、同一環境下において実施して差支えない。なお、個別のコースにより実施することも可能。）</p>
委託費	<p>受講料：1人一月あたり12万円（介護福祉士及び保育士養成課程は9万円）を上限に契約にて決定。ただし、受講料は、原則一般の受講生と同額とする。（テキスト代等は自己負担）</p> <p>定着支援費：1人あたり5万円。（下記の定着支援を実施し、定着していた場合に支給）</p>
訓練内容	<p>①公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を目標とするもの。</p> <p>②ITSSレベル3（ミドルレベル）相当以上の資格取得を目標とするもの。</p> <p>③文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの。</p> <p>④学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの。</p>
実績要件	<p>実施しようとするコースの過去の実績において、高い実績（正社員就職率80%を基準）であること。</p> <p>なお、介護福祉士及び保育士養成課程は、就職率80%とする。</p> <p>※上記の実績の無いものは対象外。</p>
定着支援	<p>就職後6カ月間について、最低月に1回以上の就業状況をヒアリングし、必要に応じフォローアップすること。</p>

留意事項

各都道府県との委託契約の締結が必要。（都道府県により契約条件が異なるため、詳細については各都道府県人材開発主管課へご確認ください。）